

弥生にぎわい拠点市民交流ホール運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥生にぎわい拠点市民交流ホール運営補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、弥生にぎわい拠点市民交流ホール（以下「市民交流ホール」という。）を運営する者（以下「運営者」という。）が、市民交流ホールを運営する経費に対し補助金を交付し、もって本市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、運営者が行う市民交流ホールの管理運営に係る別表補助対象経費の欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、別表に掲げる補助対象経費の費用の区分に応じ、同表に掲げる補助金の算定額で算定した額の合計額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、規則第4条に定めるもののほか、補助金配分計画書（様式第1号）を添付し行わなければならない。

(交付の時期)

第6条 本補助金の交付は、市民交流ホールの運営が円滑に行われるよう、補助金配分計画書に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に定める実績報告は、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日までに、事業報告書及び収支決算書を添付して行わなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

補 助 対 象 経 費			補助金の算定額
費 用	内 訳	摘 要	
人 件 費	賃金	職員の給料、法定福利費、福利厚生費	内訳に係る経費の総額
固定管理費	共益費	商業施設との共用区域にかかる共益費	内訳に係る経費の総額に5分の4を乗じた額
	事務管理費	事務所水道光熱費、電話代、事務消耗品、備品リース料、トイレ消耗品、清掃代、警備費、その他これらに類する経費	
	保険料	火災保険料、損害保険料	
	租税公課	ホールの固定資産税及び都市計画税	
	修繕費	ホールを維持するための建物、設備及び備品等の修繕費	

補助金配分計画書

平成 年度 弥生にぎわい拠点市民交流ホール運営補助金について、交付決定の上は、補助事業の効果的運営を確保するため、下記のとおり配分していただきますようお願いします。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付申請額

3 配分額

	金額
合計	